

TOYAMA CARBON NEUTRAL ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県のカーボンニュートラルの推進に向け、統一的なイメージを用いて普及啓発を実施するために定めた TOYAMA CARBON NEUTRAL ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、デザイン等とは別記 TOYAMA CARBON NEUTRAL ロゴマークデザインマニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げるものをいう。

(使用の届出)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、TOYAMA CARBON NEUTRAL ロゴマーク使用届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を県に提出しなければならない。届け出た内容を変更する場合も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 県又は市町村が営利を目的とせず使用时。
- (2) 県又は市町村が制作した物品を使用するとき。
- (3) その他県が特に定めるとき。

2 ロゴマークのデータは、電子メールで提供するものとする。

(遵守事項)

第4条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 統一的形象を創出するため、マニュアルに掲げる展開例に限って使用し、デザイン等の改変又は他のイラストを重ねた使用等をしないこと。
- (2) サイズを拡大し、又は縮小するときは、縦横の比率を維持すること。
- (3) 使用権を第三者に譲渡、貸与しないこと。
- (4) ロゴマークのデザインと企業、商品等のイメージが同一化するような使用をしないこと。
- (5) ロゴマークのデザイン等を自己の物として商標又は意匠等に使用、登録をしないこと。
- (6) 届け出た内容の範囲でロゴマークを使用すること。
- (7) マニュアルに規定するデザインによりロゴマークを使用すること。
- (8) その他県が必要と定める事項

2 ロゴマークを展開例以外のデザイン、物品等で使用する場合、富山県カーボンニュートラル推進課へ問い合わせの上、協議を行うこととする。

(使用の差し止め)

第5条 県は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用を差し止めることができる。

- (1) 富山県のカーボンニュートラル推進の妨げになるとき。
- (2) 第4条の遵守事項に反するとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

- (4) 特定の政治、宗教及び思想に係る活動とみなされる時。
 - (5) その他、県がデザイン等の使用について不適当と認めた時。
- 2 前項の規定により、ロゴマークの使用を差し止められ、これによって使用者が損害を受けることがあっても、県はその補償の責めを負わない。
 - 3 第1項の規定により使用を差し止められた者は、当該使用に係る物品の使用を中止し、速やかに当該物品を回収しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附則

この要領は、令和5年11月8日から施行する